

平成 26 年 10 月 29 日

各 位

上場会社名 **ダイトケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 二宮 榮規
(コード番号 4366 東証第 2 部)
問合せ先 管理部長 南 修一
T E L (06)6911-9310 (代表)

当社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社が、平成 25 年 8 月 21 日付「当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ（その 2）」で公表しました船舶火災に係る損害賠償請求訴訟（控訴）等の裁判に関しまして、平成 26 年 10 月 29 日付で、東京高等裁判所から判決の言い渡しがありました。内容および金額等の詳細につきましては、送達を受けておりませんので、第一報として下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 今回の判決に至るまでの経緯

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等（以下「原告ら」）が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社と当社をそれぞれ別訴で被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争ってきたものです。被告商社訴訟では、平成17年10月から平成20年2月末までに計5件、被告当社訴訟は、平成19年9月から平成20年3月末までに計4件訴訟の提起が原告らからありました。

先行して原告らから訴訟が提起され審理が行われてきた被告商社訴訟においては、第一審の東京地方裁判所の判決（平成22年7月）で、原告らの請求が棄却されましたが、第二審の東京高等裁判所の判決（平成25年2月）では、原告らの請求が変更され全体（計5件）で約8億86百万円の認容額となり、現在最高裁判所で係争中です。

また、被告商社は、本件船舶火災に関して当社が販売した製品が船舶火災の原因になったとして当社に対して平成26年9月12日に大阪地方裁判所において約13億38百万円およびこれに対する平成26年9月12日から支払い済みまで年6分の割合による金員を請求する訴訟を提起いたしました。

当社を被告とする判決は、平成25年5月27日に東京地方裁判所にて原告らの請求を棄却する判決が下されました。原告らはこれを不服として、平成25年6月10日に東京高等裁判所へ控訴の提起がなされ、今般、同裁判所より判決の言渡しがあったものです。

2. 判決のあった裁判所および年月日

裁判所：東京高等裁判所

年月日：平成26年10月29日

3. 判決の概要

原判決（原告らの請求棄却）を変更し、被控訴人は、各控訴人に対して全体（計4件）での認容額（元本）及びこれに対する平成16年10月20日から各支払済みまでの年5分の割合による金員を支払えとするものです。

4. 今後の見通し

本判決において、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。今後の対応につきましては、判決内容を精査の上、訴訟代理人等と慎重に協議して決定してまいります。

なお、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響は不明です。

今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかに開示いたします。

以 上